

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

2. 申請年月日

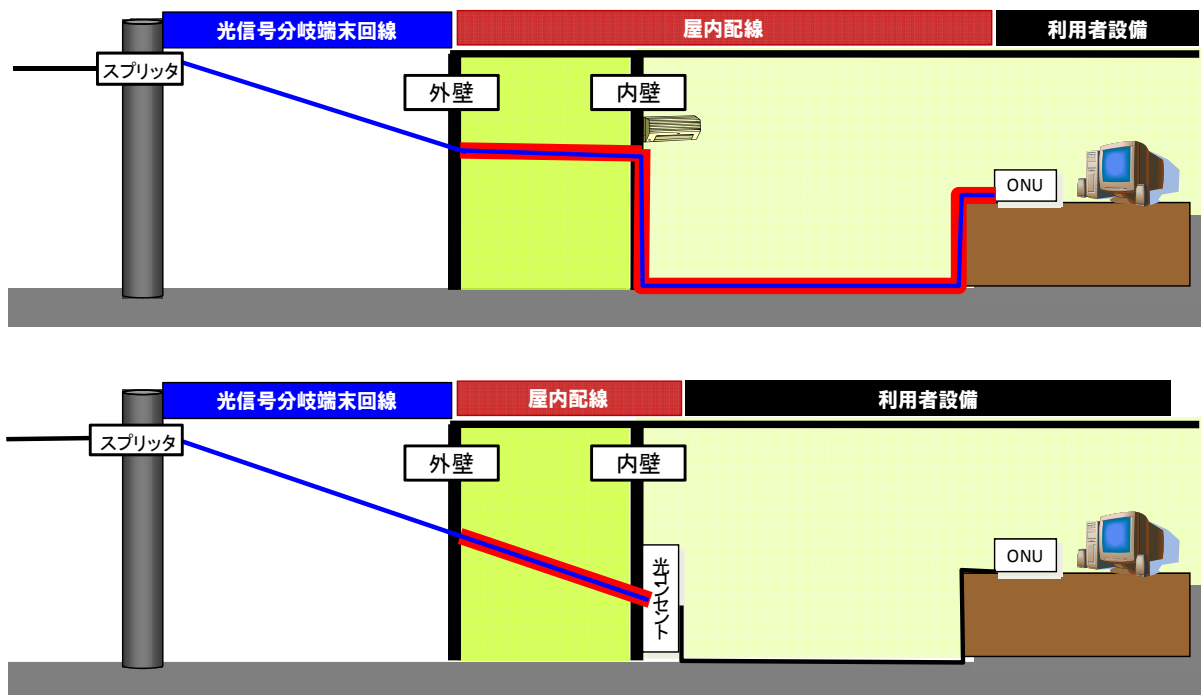
平成22年6月23日(水)

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「接続ルール答申」という。)において示された固定ブロードバンド市場における接続ルールの整備に関する事項及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正による規定整備を受け、NTT東西の加入ダークファイバと接続してFTTHサービスを提供する場合における既設屋内配線に係る工事費の設定等所要の規定の整備を行うものである。



II 主な変更内容

1) FTTHサービスの屋内配線の転用に係る工事費

NTT東西の設置するFTTHサービスの戸建て向け屋内配線については、接続ルール答申において第一種指定電気通信設備に該当すると整理することが適当とされるとともに、既設屋内配線の転用ルールを整備することが必要とされたところである。

この接続ルール答申等を踏まえ、NTT東西のフレッツ光サービスの利用等のため既にNTT東西が設置した戸建て向け屋内配線を接続事業者が利用(転用)する場合の工事費について、今回新たに規定するものである。

なお、現在NTT東西においては、既設設備の利活用や宅内工事削減のため光コンセント^{※1}の設置を進めており、既設屋内配線に光コンセントが設置されていない場合には、これを設置した上で接続事業者が利用することとしている。

※1 屋外から引き込んだ光ファイバをONUに接続する際に取り外し可能とするため宅内の壁面に設置する器具であり、配線変更等の負担を軽減するもの。

■工事費

区分		東日本		西日本 ^{※3}	
		光コンセント 既設	光コンセント 新設	光コンセント 既設	光コンセント 新設
光屋内配線 工事費 ^{※2}	宅内工事を行う場合	13,570 円	12,273 円	9,611 円	10,475 円
	宅内工事を行わない場合	7,660 円	—	—	—
(参考)					
新設の際の工事費		18,828 円		18,703 円	

※2 工事費の料金額は平日昼間の場合。

※3 NTT西日本のONUの撤去に併せて、宅内工事を行う場合の工事費。

2) 算定方法

上記料金の算定に当たっては、光屋内配線1回線当たりの取得固定資産価額(平日・土日祝日加重後)に当該光屋内配線の平均残価率(ユーザから得られた工事料収入等の控除を行った上で計算)を乗じて、既設設備に係る工事料の転用先事業者負担額を算定している(光コンセントの設置の有無に分けて算定)。

また、接続事業者への転用に当たりNTT東西が開通試験や光コンセントの設置を行う場合には、当該試験等に係る工事实費を加算して工事費を算定している。なお、NTT東西がフレッツ光サービス解約に伴うONUの撤去作業を同時に行う場合については、派遣費用に係る接続事業者負担額は2分の1として算定している。

■工事費の算定

区分	東日本		西日本	
	光コンセント 既設	光コンセント 新設	光コンセント 既設	光コンセント 新設
既設設備負担額	7,660 円	6,870 円	5,794 円	5,123 円
工事实費 ^{※4}	5,910 円	5,403 円	3,817 円	5,352 円
派遣費	○	1/2	1/2	1/2
光コンセント新設費	—	○	—	○
現況確認・試験費	○	○	○	○
光屋内配線工事費(宅内工事を行う場合)	13,570 円	12,273 円	9,611 円	10,475 円
光屋内配線工事費(宅内工事を行わない 場合) ^{※5}	7,660 円	—	—	—

※4 工事实費については、作業単金(H22年度認可料金)に作業時間を乗じて算定。

※5 宅内工事を行わない場合の工事費については、既設設備負担額のみから算定。

3)その他

NTT東西から光屋内配線を転用した事業者が当該光屋内配線の利用を終了した後に、NTT東西が他の接続事業者または自社のために当該光屋内配線を転用した場合には、NTT東西が当該光屋内配線の利用を終了した事業者に対し光コンセント設置済の既設設備に係る工事料の転用先事業者負担額を支払うものとする等、所用の規定の整備を行う。

なお、平成22年4月1日以降、接続約款変更実施日までに本申請で規定する工事を行った場合については、工事費を遡及して適用する。